

(様式2)

教育委員会（議案・**報告**）第7号

（所 管） 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部改正を踏まえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正等を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 会計年度任用職員の期末手当について令和3年6月以降に支給するものの支給割合を100分の130から100分の127.5に引き下げる。</p> <p>(2) 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）附則第2項に規定する継続職員の期末手当について、令和7年3月31日までの間、支給割合を100分の130とする経過措置を定める。</p> <p>(3) 規定の整備を行う。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済みである。）</p>

報告第7号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので、次のとおり報告する。

令和3年4月13日  
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

## 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則第3項中「堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」を「堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第16号）による改正前の堺市教育委員会特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に改め、「第43号」の次に「。以下「教育委員会非常勤報酬規則」という。」を加え、「施行日から」を削る。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項中「施行日の前日における堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」を「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和2年規則第29号）第4条の規定による改正前の堺市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」を「教育委員会非常勤報酬規則」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第11条第1項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の130」とする。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第12条～第13条 （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（堺市立学校非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の廃止）</p> <p>2 堺市立学校非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成29年教育委員会規則第27号）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し<u>堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則</u>（平成17年教育委員会規則第43号）第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員（60歳に達した日の属する年度の末日を超えて任用</p>	<p>（時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第12条～第13条 （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（堺市立学校非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の廃止）</p> <p>2 堺市立学校非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成29年教育委員会規則第27号）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し<u>堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第16号）</u>による改正前の<u>堺市教育委員会特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則</u>（平成17年教育委員会</p>

する者を除く。)の基本報酬については、施行日から令和7年3月31日までの間、附則別表を適用し同表の左欄に掲げる職務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

(継続職員の特例)

- 4 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員に第4条第1項の規定を適用する場合の経験年数は、同条第2項に規定する経験年数に、施行日におけるその者の経験年数を加えたものとする。
- 5 前項の施行日におけるその者の経験年数の算定に当たっては、施行日の前日における堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成17年規則第120号)別表第5の備考の規定を準用するものとする。この場合において、同表の備考第4項中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

規則第43号。以下「教育委員会非常勤報酬規則」という。)第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員(60歳に達した日の属する年度の末日を超えて任用する者を除く。)の基本報酬については、令和7年3月31日までの間、附則別表を適用し同表の左欄に掲げる職務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

- 4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第11条第1項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の130」とする。

(継続職員の特例)

- 5 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し教育委員会非常勤報酬規則第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員に第4条第1項の規定を適用する場合の経験年数は、同条第2項に規定する経験年数に、施行日におけるその者の経験年数を加えたものとする。
- 6 前項の施行日におけるその者の経験年数の算定に当たっては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(令和2年規則第29号)第4条の規定による改正前の堺市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成17年規則第120号)別表第5の備考の規定を準用するものとする。この場合において、同表の備考第4項中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

6 第11条第1項に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員のうち、条例附則第2項に規定する継続職員に該当する者に施行日以後最初に支給する期末手当については、第11条第2項の規定により合算して得た額に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）第12条の規定による改正前の堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）に基づき令和元年11月1日以後の日を支給対象として支給された報酬を加えた額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を第11条第1項の期末手当基礎額とする。

7 第11条第1項に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員のうち、条例附則第2項に規定する継続職員に該当する者に施行日以後最初に支給する期末手当については、第11条第2項の規定により合算して得た額に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）第12条の規定による改正前の堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）に基づき令和元年11月1日以後の日を支給対象として支給された報酬を加えた額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を第11条第1項の期末手当基礎額とする。